

令和4年5月16日
群馬行政監視行政相談センター

ご活躍いただいた行政相談委員に表彰状贈呈 ～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5月24日（火）の13時から前橋テルサにおいて県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された3名の委員に関東管区行政評価局長表彰を、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった委員1名に全国行政相談委員連合協議会会長表彰が贈呈されます。



行政相談のマスコット
キクーン

【本件連絡先】

総務省 群馬行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課
担当：綿貫、倉島、横田
電話：027-221-1648
FAX：027-221-1649

◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・日時：5月24日（火） 13:00～
- ・場所：前橋テルサ2階 ホール（前橋市千代田町2-5-1）

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、令和3年度行政相談実績の報告、令和4年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

◎ 行政相談委員等の表彰

行政相談活動に尽力された3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表
彰を、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相
談センター所長）感謝状を贈呈します。

・令和4年度関東管区行政評価局長表彰受賞者（3名）

山本 進一（やまもと しんいち）委員（草津町担当） 平成21年4月1日委嘱（委嘱期間：13年1か月）
園田 京子（そのだ きょうこ）委員（太田市担当） 平成21年4月1日委嘱（委嘱期間：13年1か月）
蛭間 好江（ひるま よしえ）委員（桐生市担当） 平成21年4月1日委嘱（委嘱期間：13年1か月）

・令和4年度関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状受賞者（8名）

石倉 米一（いしくら よねいち）委員	（前橋市担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
伊藤 光子（いとう みつこ）委員	（玉村町担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
高瀬 静子（たかせ しづこ）委員	（明和町担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
塚越 順子（つかごし じゅんこ）委員	（高崎市担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
市川 久美夫（いちかわ くみお）委員	（上野村担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
萩原 八重美（はぎわら やえみ）委員	（沼田市担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
本多 剛（ほんだ たけし）委員	（みなかみ町担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）
都筑 誠哉（つづき せいや）委員	（高山村担当）	平成31年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）

・令和4年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰受賞者（1名）

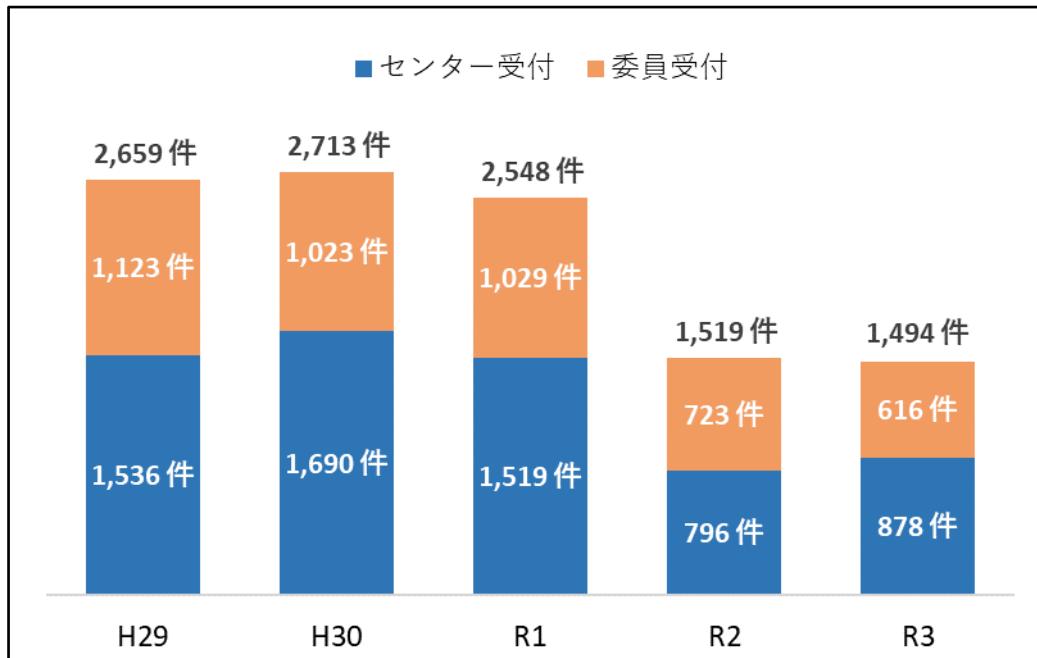
行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった1名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰が贈呈されます。

後藤 純子（ごとう じゅんこ）委員（沼田市担当） 平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：15年1か月）

◎ 令和3年度行政相談受付実績

令和3年度の行政相談受付実績は、図1のとおり、センター受付 878件、委員受付 616件、合計 1,494件となっており、前年度より 25件減少しています。

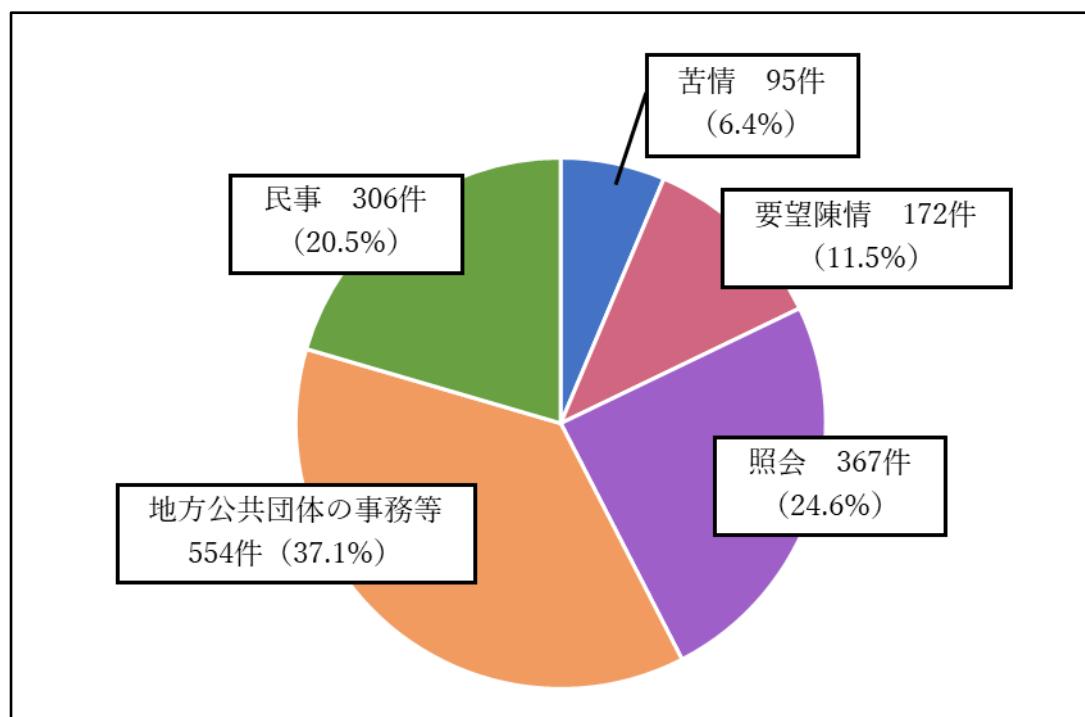
図1 行政相談受付実績の推移



・ 行政相談事案の内容別内訳

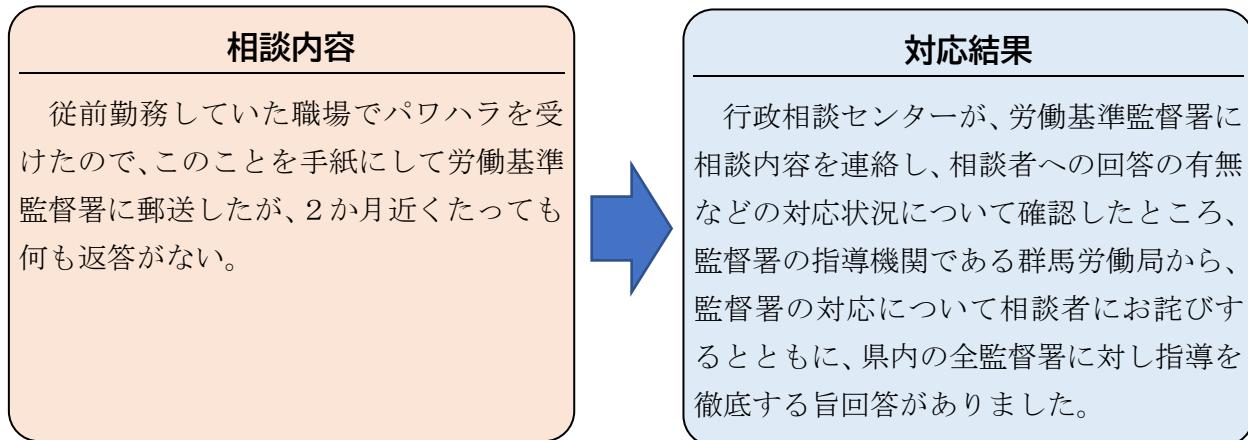
令和3年度の行政相談事案 1,494 件について、内容別にみると図2のとおり、国の行政に関する苦情 95 件 (6.4%)、要望陳情 172 件 (11.5%)、照会 367 件 (24.6%) であり、また、地方公共団体等の事務等が 554 件 (37.1%)、民事が 306 件 (20.5%) となっています。

図2 令和3年度の行政相談事案の内容別内訳

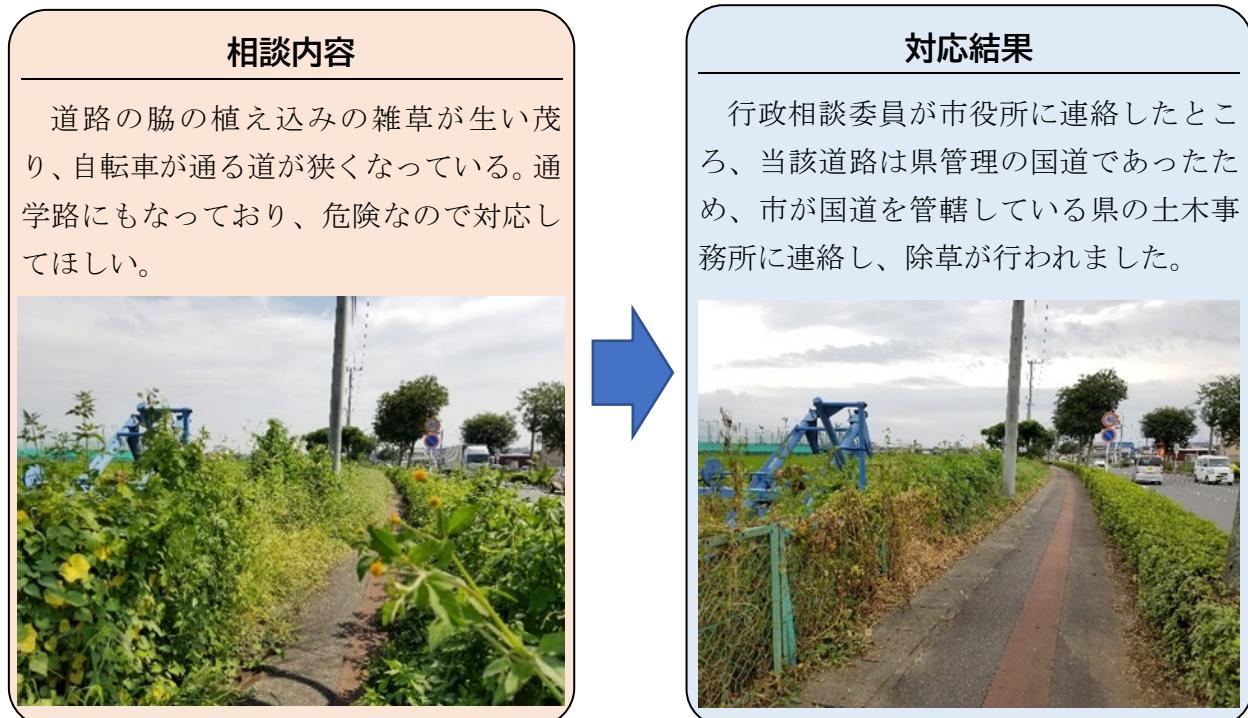


・ 主な行政相談事例

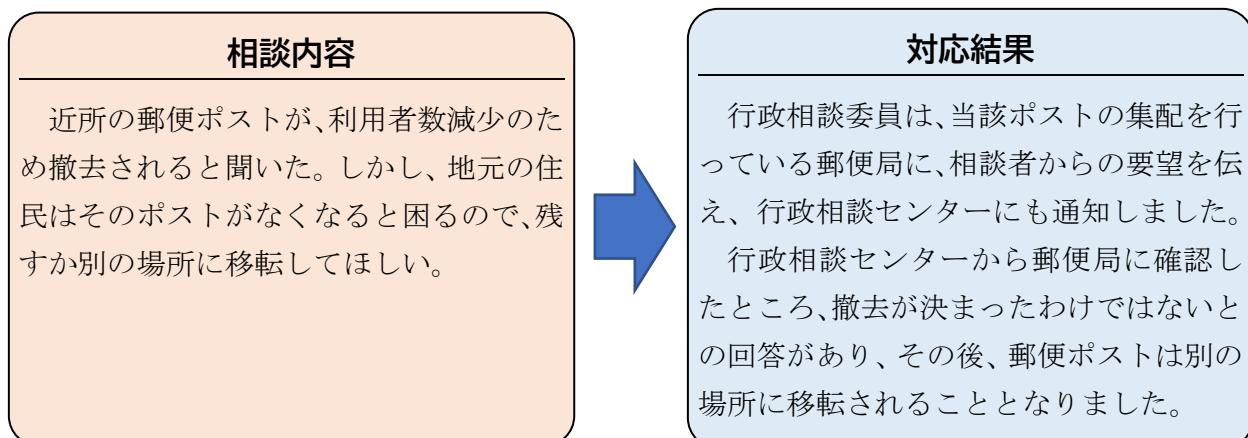
- 群馬行政監視行政相談センターが取り扱った事例



- 行政相談委員が取り扱った事例①



- 行政相談委員が取り扱った事例②



〈参考〉

【行政相談委員とは?】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせ等の相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知等を無報酬で行っています。

(委員数: 県内 91 名 (全国約 5,000 名)、各市町村に 1 名以上配置)

【総務省の行政相談制度】

総務省では、国民から国などの行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

行政相談の受付窓口

区分		電話番号等
行政監視行政相談センター		平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分
受付方法	行政苦情 110 番	027-221-1100 おこまりならまるまるくじょー ひやくとおばん 0570-090110 (土日祝日及び夜間は留守番電話) ※0570-090110 は IP 電話からの利用不可
	行政苦情 FAX	027-221-1649
行政相談委員		総務省群馬行政監視行政相談センターのホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html)
		群馬県内の各市町村に 91 名配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政監視行政相談センター 027-221-1100